

2005 年日本国際博覧会
開催時における環境配慮行動計画

平成 16 年 7 月

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会

目 次

目的	1
定義	1
1. 会場の管理	1
2. 参加者等	1
方針	2
1. 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理に関する取組み	2
2. 地球温暖化防止に関する取組み	2
3. その他の博覧会の開催に伴う環境負荷の低減	3
目標	3
1. 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理に関する取組み	3
2. 地球温暖化防止に関する取組み	4
3. その他の博覧会の開催に伴う環境負荷の低減	4
4. 廃棄物排出量等の把握と公表	5
行動計画の適用範囲および発注者としての協会の責務	5
1. 適用範囲	5
2. 発注者の責務	5
対策	6
1. 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理に関する取組み	6
2. 地球温暖化防止に関する取組み	9
3. その他の博覧会の開催に伴う環境負荷の低減	11
協会による行動計画の進捗状況の把握と排出量の公表	13
1. 廃棄物の排出に係る取組み	13
2. エネルギー使用に係る取組み	13
別紙1 ごみの分類基準	15
参考資料：過去の国際博覧会から算定した廃棄物排出量	16
別紙2 自動車利用計画書（自動車利用実績報告書）	17

目的

本行動計画は、地球温暖化問題への取組みおよび2005年日本国際博覧会（以下「博覧会」という）のサブテーマである循環型社会の形成を目指し、博覧会開催期間中に（財）2005年日本国際博覧会協会（以下「協会」という）が行う会場の管理、および協会主催の出展・催事・記念品等の販売（以下「出展等」という）の実施などに際して、自主的かつ積極的に環境配慮の取組みを進め、本博覧会のテーマに相応しい環境に配慮した博覧会を実現することを目的とする。

定義

1．会場の管理

本行動計画における「会場の管理」とは、博覧会会場（駐車場・ターミナル含む）内の公式参加者、国、愛知県、名古屋市、一般（民間パビリオン等）参加者及び営業参加者の管理に属する区域を除く区域の管理をいう。

ただし、協会が管理する区域あるいは施設を利用し、協会以外の者が実施する展示・催事、およびその他の協会との契約等により会場内で行う事業についての環境配慮の取組みは、展示・催事等の各主催者および各事業者が行うこととする。

2．参加者等

この行動計画における「参加者等」とは、公式参加者、一般参加者、営業参加者、催事参加者、およびその他の協会との契約等により会場内で事業を実施する事業者を含む全ての参加者をいう。

方針

協会は会場の管理及び出展等の実施にあたって、次の各号に掲げる方針により環境保全に関する取組みを適切に実施することとする。

1．廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理に関する取組み

- (1) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）に努める。
- (2) 発生した廃棄物等については、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）及び水切り等による減量化に努める。
- (3) 再使用及び再資源化できないものについては、熱回収を進めるほか、その適正処理に努める。
- (4) 廃棄物の分別回収を徹底する。

2．地球温暖化防止に関する取組み

- (1) 効率的なエネルギー利用を促進する。
- (2) 新エネルギーシステムの実験的な導入を進める。
- (3) 廃棄物の発生抑制・リサイクル、省資源等の取組みを推進する。
- (4) 公共交通機関の利用、低公害車の導入等環境負荷の少ない交通機関の利用を促進する。
- (5) 自動車の利用に伴う環境負荷を抑制する。
- (6) 緑地の保全や樹木の適正管理を進め、樹木中炭素現存量の減少や樹木のCO₂吸収量の減少を最低限にとどめる。

3. その他の博覧会の開催に伴う環境負荷の低減

- (1) 各種法令を遵守するとともに、博覧会に係る環境影響評価書の環境保全の措置を遵守する。
- (2) 来場者、参加者等に対し、本行動計画に定める取組みの遵守を要請する。

目標

1. 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理に関する取組み

(1) 廃棄物発生量の抑制

リデュースやリユースによる廃棄物の発生抑制対策（リターナブル容器の利用、素材の軽量化、Eメール・裏紙利用など）を推進し、計画基準日廃棄物量 45t(日量)を、38.2t に抑制する。

表 1 計画基準日廃棄物排出量に対する抑制策実施後の廃棄物排出量

(t/日)

廃棄物の種類	計画基準日 廃棄物排出量	抑制策実施後 廃棄物排出量	抑制策による削減量
容器・割り箸類	19.68	14.43	5.25
紙類	1.94	1.70	0.24
食品廃棄物	10.60	9.29	1.31
その他	12.78	12.78	0.00
合計	45.00	38.20	6.80

(注) 計画基準日廃棄物排出量：計画基準日入場者数（15万人）に過去の国際博覧会から想定した原単位（廃棄物排出量/人/日）を基礎に算定した廃棄物排出量

(2) 廃棄物の分別回収

別紙 1 による分別回収を徹底する。

(3) リサイクルによる最終処分量の削減

廃棄物の分別回収、中間処理（メタン発酵、鋼材化、製紙原料化など）を徹底し、
取組み後の廃棄物量を 5.54t（日量）以下とする。

2．地球温暖化防止に関する取組み

博覧会開催期間中の温室効果ガスの排出量を最大限抑制することを目標に数値目標
を、次表のとおりとする。

表 2 温室効果ガス排出量等目標

区分	排出量		排出源等
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	63,911	瀬戸会場 3,180 長久手会場 60,731	都市ガス・電気・水使用量、会 場内交通、アクセス交通
その他の温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	1,075	瀬戸会場 55 長久手会場 1,020	都市ガス・水使用量、廃棄物処 理、会場内交通、アクセス交通

（入場者数 1,500 万人を想定した目標）

地球温暖化係数を乗じた CO₂ 相当数量を示した

3．その他の博覧会の開催に伴う環境負荷の低減

大気、騒音・振動、水質などに関する関係法令の遵守、環境保全の措置の適切な実施
により周辺環境への影響を回避または低減する。また、指定された区域外への立入りや、
管理用車両等の使用による動植物への影響を排除する。

4 . 廃棄物排出量等の把握と公表

- (1) 会場全体およびサブストックヤード別の種類別排出量の日量を計量し、定期的に公表する。
- (2) 会場内のエネルギー使用量を計量し、定期的に公表する。

行動計画の適用範囲および発注者としての協会の責務

1 . 適用範囲

本行動計画は、協会が行う会場の管理および出展等に適用する。

協会が管理する施設等を利用する参加者等については、各参加者等との参加契約等において本行動計画の遵守を明記する。

協会以外の参加者等が行う施設の管理、出展等については、本行動計画を遵守し、環境配慮の取組みを進めることを要請するものとする。

2 . 発注者の責務

協会は、本行動計画が会場管理および出展等の受託者において適切に実施されるよう、特記仕様書等に本行動計画の遵守を明記する。

対策

協会は、本行動計画の目的・目標を達成するため、以下の対策を進めることとする。

1. 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理に関する取組み

(1) 廃棄物の発生抑制

(以下、方針 1 (1)、(5)に対応)

1) 廃棄物の分別回収

協会は、ごみの分別回収のため次の施設を整備する。

- ・ごみ箱ステーション
- ・サブストックヤード
- ・メインストックヤード

各ステーションにおけるごみの分類は、別紙 1 による。

2) 有害廃棄物等の持帰りの徹底

以下に示す分別回収対象以外の廃棄物については、持帰りの指導を徹底する。

- ・ボタン電池リチウム電池など乾電池類
- ・蛍光管
- ・使い捨てライター
- ・ガスボンベ、LPガスボンベ
- ・スプレー缶
- ・消火器
- ・バッテリー
- ・廃タイヤ
- ・荷物用梱包資材
- ・内装材
- ・粉末(セメントの粉末)
- ・粗大ごみ など

3) バイオマスプラスチック製品の活用

会場内飲食施設(フードコートを想定)でのバイオマスプラスチック製食器の導入を進める。使用済のバイオマスプラスチック製食器は、来場者系生ごみとともに収集・運搬し、会場外でコンポスト化する。

4) 梱包材の削減と再利用

物品等の購入・搬入に当っては、事業者に対し通い箱や簡易包装の使用および梱包材の持ち帰りを指導し、ごみの削減を図るとともに、分別収集を的確に行い再利用を進める。

5) パンフレットに関する素材への配慮と再利用

展示や催事に際して配布するパンフレットについては、再生紙の利用、リサイクル可能な素材の採用、素材の軽量化に努める。

6) ガイドブック・記念品等に関する簡易包装の採用と素材の選択

ガイドブック・記念品等の販売・頒布に当っては、極力簡易包装を採用するとともに、再生品、バイオマスプラスチック等環境配慮型素材を採用する。

7) 環境物品の購入とリース物品の導入

物品等の購入に当っては、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)の特定調達品目リスト判断基準等を参考に、環境への負荷が少ないものを率先して購入するとともに、可能なものはリース、レンタル用品を導入する。

8) その他

次の取組みを徹底することにより、廃棄物排出量の削減を進める。

OA用紙についての使用量削減

飲食施設での食品容器のリターナブル化

生ごみの水切りの徹底

事業系ごみについて通い箱の採用、持ち帰りによる容器包装・廃食用油の削減

(2) 廃棄物再資源化

(以下、 . 方針 1 (2) に対応)

1) 事業系生ごみの会場内でのメタン発酵処理

回収した事業系生ごみについては、会場内に設置する新エネルギーシステム実証

試験装置において、メタン発酵の原料として利用する

2) 生ごみ等の堆肥化

事業系以外の生ごみについては、会場外でコンポスト化を進める。

3) その他ごみの再資源化

その他、回収した資源ごみについては、専門業者への委託による再資源化を進める。

(3) 廃棄物の適正処理

(以下、 . 方針 1 (3) に対応)

1) 会場内清掃の徹底

会場内での清掃を徹底するとともに、来場者に対しごみの分別、ごみ箱ステーションへの廃棄を指導する。

2) 会場内廃棄物関連施設の運営管理に際しての環境配慮

サブおよびメインストックヤードでの環境配慮

サブストックヤードでの廃棄物の保管、メインストックヤードでの廃棄物の分別、圧縮、梱包に際しての騒音・振動・悪臭・粉じんの防止に努める。

会場内ごみ運搬に際しての環境配慮

会場内におけるごみの運搬に際しては、悪臭等の防止に努めるとともに、参加者等に対しサブストックヤードへの搬入に際して悪臭等の対策を講じるよう指導する。

3) マニフェストシステムの活用

資源ごみ（有価物を除く）および埋め立て対象物（不燃ごみおよび不燃残渣）の処理を委託する場合には、マニフェストシステムを活用するとともに、事業者に対し、運搬に伴う大気汚染、悪臭、自動車騒音・振動等の対策を講じるよう指導する。

（参考）マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握、管理するしくみである。

2. 地球温暖化防止に関する取組み

(1) 効率的なエネルギー利用の促進

(以下、 方針 2.(1)に対応)

1) 施設エネルギー（電気・ガス）の使用抑制

照明器具、給湯機器、空調用および厨房用の設備・機器等（以下「機器等」という）については、定格運転の遵守によりエネルギーの適正利用を進めるとともに、施設の利用状況に応じた冷暖房温度の設定等的確な管理によりエネルギー使用量の抑制に努める。

2) エネルギー効率の高い機器等の利用促進

事務用を含む機器等の導入に当っては、グリーン購入法の特定調達品目リスト等を参考に、エネルギー効率の高い機器等を導入するよう努める。ともに、可能なものはリース、レンタル用品を導入する。

(2) 新エネルギーの利用に係る取組み

(以下、 方針 2.(2)に対応)

1) 新エネルギー需給システムの導入

生ごみメタン発酵、廃プラスチック・木質資源のガス化、燃料電池発電、太陽光発電等の新エネルギーと、エネルギー需要制御装置の会場内での実証研究を進める。これにより、長久手会場政府館の使用電力の全量を供給する。

2) 新エネルギーに関する環境教育等の実施

新エネルギーに関する展示室の設置を進め、新エネルギー全般の紹介や上記実証研究の紹介を通じて環境教育に役立てる。

(3) 環境負荷の少ない交通機関の利用促進

(以下、 方針 2.(4)に対応)

1) 公共交通機関の利用促進

東部丘陵線新設鉄道「リニモ」施設や、鉄道とシャトルバスを組み合わせるなどの公共交通機関を中心とした環境への負荷が小さい輸送体系を構築し、来場者や博覧会関係者の公共交通機関の利用を促進する。

会場周辺道路への負荷を軽減するため、パーク＆ライド方式を採用し、各駐車場からはシャトルバスを運行する。

道路・駐車場の状況に応じた適切な案内・誘導・進入規制等により、会場周辺の自動車走行の集中を抑制する。

協会職員の通勤時には公共交通機関または送迎バスを利用するなどにより、自家用自動車の通勤使用を抑制する。

2) 低公害車等の導入

シャトルバスに燃料電池ハイブリッドバスや CNG バスを導入するほか、ITS（高度道路交通システム）等を活用する。

会場内の移動手段の一つとして最先端技術を用いた CNG バスを活用した無人バス隊列走行による低公害型の移動手段（IMTS）を導入する。

(4) 自動車の利用に伴う環境配慮の徹底

（以下、 方針 2.(5) に対応）

公用自動車や物流車の走行時には急発進・急加速、アイドリングを避けることを徹底するとともに、走行速度に留意するなど、エコドライブを実施する。

(5) 緑地の保全、

（以下、 方針 2.(6) に対応）

二酸化炭素の固定吸収源としての機能に着目し、会場内での緑地や樹木の適正な管理を行い、樹木中炭素現存量の減少や樹木の CO₂ 吸収量の減少を最低限にとどめる。

(6) その他の地球温暖化防止に関する取組み

1) 会場管理等における省エネルギー・省資源対策の実施

会場管理及び出展等における節水、紙使用量の削減を進める。

2) 事務所等における省エネルギー・省資源対策の実施

エネルギー、水、用紙類の使用に当っては、協会で策定した「2005年日本国際博覧会協会における環境保全のための行動計画」に基づき使用量の削減に努める。

3. その他の博覧会の開催に伴う環境負荷の低減

(1) 化学物質等の使用に関する環境配慮の徹底

1) 有害物質を極力使用しない用品・内装材等の選択

有害物質で処理されている木材等を使用した用品・内装材等は原則として使用しない。現場での塗装作業が必要な場合は、水性塗料の使用に努める。

2) 室内換気等に関する配慮

ホルムアルデヒド等が放散する恐れのある用品・内装材を使用している場合には、建築基準法の定めを遵守し、室内換気等に配慮する。

3) 有害生物管理に使用する薬剤に関する環境配慮の徹底

過剰散布等による大気汚染、水質汚濁等の原因となる事のないよう、屋外で有害生物管理の目的で薬剤を使用する場合には、対応が適切であるかどうか確認する為に、当該グループは使用薬剤名、使用量、散布場所、使用日、実施者等の計画を事前に会場管理・サービスグループに届け出る。

(2) 水質・水量に関する環境配慮の実施

下水排水への影響を極力低減するため、節水型便器の導入を進める。

(3) 動植物等への影響回避のための事業者への指導等の実施

事業者に対し、以下の環境配慮事項を徹底する

- 1) 注目すべき動植物等の保護の観点から、指定地域外への不用意な立入りを禁止するため、必要に応じてマーキング等により関係者への注意を喚起する。
- 2) 管理用車両や搬送用車両の走行による道路沿いの立木の損傷や動物事故を回避するため、事業者に対しあらかじめ走行速度や走行路を指示する。

(4) 騒音や光害による環境影響の低減措置の実施

催事等による騒音や光害について、以下の取組みを進める。

- 1) 照明の適正配置、適切な遮光フードの採用など照明器具の設置方法等に配慮し、光害による周辺地域や隣接会場への影響を回避するよう努める。
- 2) 建築物のライトアップや催事の演出目的の投光・照明について配慮し、光害による周辺地域や隣接会場への影響を回避する。
- 3) 夜行性の動物の生態に配慮した、会場外への照明の拡散や照射の防止に努め、動植物への影響を回避する。
- 4) 会場放送や催事等に際し、機器の使用による騒音の会場外への拡散を極力、回避するように努める。

(5) 来場者に対する会場内外での PR の徹底

この行動計画に定める環境配慮事項について来場者に対し、会場外においては各種のメディアを通じて、また会場内においては適切な標識等の設置や協会職員・参加者等による呼びかけ等によってPRを徹底する。

協会による行動計画の進捗状況の把握と排出量の公表

1．廃棄物の排出に係る取組み

(1) 廃棄物の運搬処理にかかる請負者の責務

廃棄物の運搬処理にかかる請負者は、廃棄物の運搬処理にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関連法令を遵守する。協会は、マニフェストシステムにより還付された伝票により処理の状況を把握するものとする。

(2) 協会による廃棄物量の計量と結果の公表

協会は、会場全体およびサブストックヤード別に、種類別廃棄物排出量の日量を計量し、公表するものとする。

2．エネルギー使用に係る取組み

(1) 自動車走行量等の把握

協会は、自動車の利用に伴う自動車走行量を把握し記録する。また、事業者（ ）に対して、あらかじめ自動車利用計画書（別紙 2）の提出を求めるとともに、自動車走行量に関する記録の提出を求めることとする。

（ ）IMTS バス、駅シャトルバス、駐車場シャトルバス、会場間シャトル、団体バス

(2) エネルギー使用量の把握と公表

協会は、会場内で使用する電気、ガス、水、冷水使用量について、会場全体および協会・出展施設それぞれについて定期的に把握し、公表するものとする。

(3) 目標の達成状況の把握と公表

協会は、把握したデータをもとに温室効果ガス排出量を算定し、行動計画の目標の

達成状況を適宜把握し、必要に応じて改善を加えるものとする。また、把握したデータを公表するものとする。

付則 1 . この行動計画は、平成 16 年 7 月 1 日から実施する。

別紙 1 ごみの分類基準

分別内容		ゴミ箱ステーション (来場者)	サブストックヤード (参加者等・協会)	メインストックヤード
1	アルミ缶			
2	スチール缶			
3	ペットボトル			
4	びん			
5	紙コップ			
6	プラスチック類			
7	業務用缶			
8	発泡スチロール			
9	段ボール			
10	割箸			
11	紙類 雑誌・パンフレット			
12	新聞・チラシ			
13	OA用紙			
14	生ごみ			
15	廃食用油			
16	可燃ごみ			
17	不燃ごみ			
	飲み残し水*			
合計		12 分別	17 分別	17 分別

* 飲み残し水は、ゴミ箱ステーションで回収のうえ、サブストックヤードで下水道に投入して処理する。

参考資料：過去の国際博覧会から算定した廃棄物排出量

計画基準日入場者数（15万人）に過去の国際博覧会から想定した原単位（廃棄物排出量／人／日）を基礎に算定した廃棄物排出量

ごみの種類	原単位 (g / 人 / 日)	会期中廃棄物 排出総量 (t)	計画基準日 廃棄物排出量 (t)	廃棄物 排出割合 (%)
容器・割箸類	131	1968	19.68	43.7
飲食容器	53	796	7.96	17.7
缶	19	279	2.79	6.3
アルミ缶	5	77	0.77	1.7
スチール缶	14	203	2.03	4.7
ペットボトル	18	270	2.70	6.0
びん	7	112	1.12	2.3
紙コップ	9	135	1.35	3.0
プラスチック類(食品容器)	21	315	3.15	7.0
事業系容器	53	792	7.92	17.7
業務用缶	2	31	0.31	0.7
発泡スチロール	1	5	0.05	0.3
段ボール	50	756	7.56	16.7
割箸	4	66	0.66	1.3
紙類	13	194	1.94	4.3
パンフレット	3	42	0.42	1.0
新聞・チラシ	4	55	0.55	1.3
OA用紙	6	97	0.97	2.0
食品廃棄物	71	1060	10.60	23.7
生ごみ	67	997	9.97	22.3
廃食用油	4	62	0.62	1.3
飲み残し水・氷	-	-	-	-
その他	84	1278	12.78	28.0
合 計	300	4500	45.00	100.0

別紙2 (例)自動車利用計画書(自動車利用実績報告書)・・・個別に準備する

車両の種類	燃料種別	重量・ 排気量	主な利用場所		のべ台数 (台/日)	平均走行距離 (km/台/日)	使用期間 (日数)
			場内外	場内			
普通乗用車	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
軽乗用車	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
中・大型バス(定員 30 人以上)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
マイクロバス(定員 11 人 以上 30 人未満)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
大型貨物車 (積載量 8～12 トン以 上)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
中型貨物車 (積載量 4～7トン)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
小型貨物車 (積載量 1～3トン)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
その他	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					

1. 提出時期および様式

自動車利用計画書は、事業開始 14 日前までに提出すること。

自動車利用実績報告書は、事業開始後 1 ヶ月ごとおよび事業終了後 7 日以内に提出すること。

自動車利用実績報告書は、計画書様式の「計画」を「実績」に書き換えて使用すること。

2. 記入要領

車両の種類：重量・排気量、燃料種別で記入すること

車両の種類：ハイブリット車を使用する場合はその旨、記入すること

主な利用場所：該当する欄に「 」を記入すること。